

「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」の変更について

平成22年1月
林 野 庁

1 基本方針の概要

「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法律第45号）第3条の規定に基づき、農林水産大臣及び厚生労働大臣が、

- ① 林業における経営及び雇用の動向に関する事項
 - ② 林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向
 - ③ 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項
 - ④ その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項
- について定めるものであり、平成8年7月に策定されて以降、変更は行われていない。

2 基本方針変更の概要

(1) 変更の趣旨

基本方針は、情勢の推移により必要が生じたときは、変更するものとするとしており、

- ① 森林資源による低炭素社会の構築と林業の再生
- ② 人工林資源の成熟化に伴う林業労働の質的变化
- ③ 雇用の受け皿としての期待

等、昨今の森林・林業並びに林業労働者を取り巻く情勢の変化を踏まえ、所要の変更を行うもの。

(2) 変更の内容

① 教育訓練の充実と林業労働者のキャリア形成支援

事業主によるOJTやOFF-JTの計画的な実施、カリキュラム等の作成、能力に応じた昇進・昇格モデルの提示を支援するほか、段階的かつ体系的な研修を促進。

② 低コスト作業システム等に対応した人材育成

現場作業員の能力向上について、とくに、低コスト作業システムに対応した生産工程管理や事業計画の作成等ができる人材育成を重視するほか、新規就業者への指導能力の向上を促進。

③ 建設業等異業種との連携促進

建設業等異業種と連携しながら、間伐促進のための路網整備、建設工事における間伐材利用、地域材を活用した新たな需要拡大等を促進し、地域の雇用創出を促進。

(※ 変更内容の詳細については、別紙参照)

(3) 変更のスケジュール (予定)

2月下旬頃 林政審議会 (諮問・答申)

3月下旬頃 公表